

# 特定個人情報保護評価書(全項目評価書)

評価書番号	評価書名
11	個人住民税に関する税務事務 全項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

高松市は、個人住民税事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

香川県高松市長

## 個人情報保護委員会 承認日【行政機関等のみ】

## 公表日

令和3年9月14日

## 項目一覧

I 基本情報
(別添1) 事務の内容
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目
III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策
IV その他のリスク対策
V 開示請求、問合せ
VI 評価実施手続
(別添3) 変更箇所

# I 基本情報

## 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	個人住民税事務
②事務の内容 ※	<p>【業務全体概要】 地方税法等の法律に従い個人住民税業務で以下の事務を行う。</p> <p>1. 課税準備事務 (1) 個人世帯状況の整理 住民基本台帳に記載されている内容から賦課期日時点の現況の反映を行う。 (2) 住民税申告書提出依頼の発送 住民税申告書の作成を申告対象者に依頼するために、申告が必要な者に住民税申告書の提出依頼を発送する。</p> <p>2. 課税資料受付事務 (1) 給与支払報告書の受付(紙、電子媒体、eLTAX) 特徴事業所から提出された給与支払報告書を受け付ける。 (2) 住民税申告書の受付及び確定申告書、各種資料せんの受領(国税連携)(紙、国税連携電子データ) 個人から提出された確定申告書、住民税申告書、各種控除申請書等を受け付ける。 (3) 公的年金支払報告書の受付(紙、eLTAX) 年金保険者が提出した公的年金支払報告書を受け付ける。 (4) 他市町村への資料回送 本来申告されるべき市町村へ該当資料をまとめて送付する。</p> <p>3. 賦課決定事務 課税資料として受け付けた個人毎の複数の課税資料の中から賦課内容を決定し、税額の計算、徴収区分等の決定を行い、本人へ通知する。 (1) 課税資料の併合(重複資料のチェック) 市町村では提出された課税資料について個人単位にとりまとめて複数資料間の所得・控除等の申告内容のチェックを行い、賦課通知内容として取りまとめる事務を行う。 (2) 納税通知書の作成 賦課内容から徴収区分に合わせて賦課通知用の書類を作成する。 (3) 証明書の出力 課税証明書、所得証明書を出力する。</p> <p>4. 賦課更正事務 賦課決定通知後に市町村による調査事項や、税務署からの修正申告書、更正決議書等により賦課決定通知内容に変更があった場合に賦課決定内容を変更して通知する。 (1) 更正決定通知 更正を行った後に特別徴収事業所や本人宛に更正決定した賦課内容の通知を行う。</p> <p>5. 調査事務 (1) 扶養調査 扶養申告内容について申告内容に誤りがないか調査する。市町村で把握している状況と異なる場合は、本人への問い合わせ等の現況調査を行い、申告誤りがある場合には修正申告を提出してもらうことにより賦課内容の更正を行う。 (2) 税務署通知 市町村が行った調査内容にて賦課決定内容に更正が発生する場合、税務署側でも所得税の修正を行う必要があるため、市町村が把握した更正内容を所轄の税務署へ通知する。</p> <p>【特定個人情報を使用して実施する事務の具体的な内容】 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に従い、個人住民税業務では特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>I. 個人番号の取得 ① 住民記録システムから住民の個人番号を取得する。(既存の住記連携にて取得) ② 住民基本台帳ネットワークシステムより、住登外者の個人番号を取得する。 ③ 課税資料(給与支払報告書、公的年金等支払報告書、確定申告書、個人住民税の申告書等)に記載された個人番号より、未登録の個人番号を取得する。</p> <p>II. 個人番号の利用 ① 本人確認(真正性確認)</p>

	<p>「1. 課税準備事務」、「2. 課税資料受付事務」、「3. 賦課決定事務」、「4. 賦課更正事務」、「5. 調査事務」において本人確認の際、税務システムに登録されているデータから本人を特定する手段として個人番号を利用する。(例: オンラインにて個人番号をキーに検索を行う)</p> <p>②個人番号による個人の特定(個人番号による宛名付設)</p> <p>「2. 課税資料受付事務」において、課税資料(給与支払報告書、公的年金等支払報告書、確定申告書、個人住民税の申告書等)に記載された個人番号を個人特定の条件として利用する。</p> <p>③帳票への印字</p> <p>「2. 課税資料受付事務」で使う「住登外課税通知(294-3項通知)」に個人番号を出力する。</p> <p>「5. 調査事務」で使う「扶養是正データ」に個人番号を出力する。</p> <p>Ⅲ. 特定個人情報の提供</p> <p>①「3. 賦課決定事務」、「4. 賦課更正事務」で作成する個人番号を含むデータを宛名システムに連携し、宛名システムから中間サーバーへ送信する。これにより、他市から情報提供ネットワークシステム経由でデータを利用することが可能となる。(所得情報、扶養関係情報)また、情報提供等記録開示システム(マイ・ポータル)から、国民が自分の特定個人情報(所得情報など)について確認することが可能となる。</p> <p>②個人番号を含む宛名情報を宛名システムに送信し、宛名システムから符号要求を行い符号生成を行う。</p> <p>Ⅳ. 特定個人情報の利用</p> <p>①宛名システムにより生活保護受給情報の照会等を行う。</p> <p>②宛名システムにより他自治体の個人住民税納税義務者の所得情報の照会等を行う。</p> <p>③宛名システムにより他自治体の個人住民税納税義務者の扶養関係情報の照会等を行う。</p> <p>&lt;中間サーバー・宛名システムにおける事務の内容&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新規個人番号の宛名情報が連携された際に、情報提供用個人識別符号の取得要求を行う。(宛名システム)</li> <li>・番号法別表第2に記載されている提供側業務について、業務情報を情報提供ネットワークシステムに提供する。(宛名システム、中間サーバー)</li> <li>・番号法別表第2に記載されている照会側業務について、業務情報を情報提供ネットワークシステムを使用して取得する。(宛名システム、中間サーバー)</li> </ul>
--	---

③対象人数	[ 30万人以上 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
-------	------------	--

## 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム

### システム1

①システムの名称	税宛名システム(税務システムの一機能)
②システムの機能	<p>1. 宛名照会機能 : 納税義務者、扶養者の宛名情報(住民、住登外者)、共有者、事業所情報の照会機能。個人番号の照会はこの機能にて行う。</p> <p>2. 住登外者の登録・更新機能 : 住登外者の宛名情報を登録・更新する機能。住登外者の個人番号の登録・更新はこの機能にて行う。</p> <p>3. 法人の登録・更新機能 : 法人事業所の名称・所在地等基本的な情報の登録・更新機能</p> <p>4. 送付先、特宛人の照会・登録・更新機能 : 送付物の送付先、納管人・相続人・清算人等の特宛人について、照会・登録・更新を行う機能。</p> <p>5. 口座情報の照会・登録・更新機能 : 口座振替の金融機関、口座番号などを参照・登録・更新する機能。</p> <p>6. 関連宛名設定機能 : 宛名番号が異なる同一人(重複登録・再転入)について、同一人であること(関連があること)の設定を行う機能。</p> <p>7. 金融機関の照会・登録・更新機能 : 金融機関の照会・登録・更新を行う機能。</p> <p>8. 証明発行機能 : 各種税証明書を出力する機能。</p> <p>9. 利用者ID対応づけ機能 : 電子申告の利用届出データの利用者IDと宛名番号の対応づけを行う機能。</p> <p>10. 住記連携機能 : 住民記録システムの異動データを宛名システムへ連携する機能。住民の個人番号はこの機能で取得する。</p> <p>11. 他業務向け宛名情報ファイル作成 : 個人住民税などの業務のバッチ処理で、納税通知書などの宛名情報を取得するためのファイルを作成する機能。バッチ帳票への個人番号出力はこのファイルを使う。</p> <p>12. 同一人チェック機能 : 氏名などの情報をもとに、宛名番号は異なるが同一人の可能性が高い対象者を出力する。同一人のチェック条件として個人番号を利用する。</p> <p>13. 申告書記載番号取込み・チェック機能 : 申告書に記載された個人番号について、宛名システムに未登録の場合は登録する。登録済みの場合は、真正性確認のチェックを行う。</p> <p>14. 宛名情報連携機能 : 宛名システムへ個人番号付きの宛名情報を送信する機能。</p>

<p>③他のシステムとの接続</p>	<p>[ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 庁内連携システム          [ ] 住民基本台帳ネットワークシステム [ ○ ] 既存住民基本台帳システム          [ ○ ] 宛名システム等 [ ] 税務システム          [ ] その他 ( )</p>
<p>システム2～5</p>	
<p>システム2</p>	
<p>①システムの名称</p>	<p>個人住民税システム(税務システムの一機能)</p>
<p>②システムの機能</p>	<p>【A. 課税準備事務向け機能】          A-1. 給報総括表作成機能 : 給報総括表を作成する。          A-2. 新年度個人基本作成機能 : 税宛名システムのデータより賦課期日時点のデータを抽出し、新年度の住民税の個人基本情報を作成する。          A-3. 住民税申告書作成機能 : 住民税申告書作成条件該当者に対し「住民税申告書」を作成する。</p> <p>【B. 課税資料受付事務向け機能】          B-1. 資料登録機能 : 各種パンチデータ及び電子媒体資料の内容のチェック・宛名番号の自動付設を行い、資料テーブルへ登録する。エラーデータに対しては各種エラーリストを作成する。</p> <p>【C. 賦課決定事務向け機能】          C-1. 資料併合機能 : 課税資料受付事務にて登録した各種課税資料を個人単位(宛名番号単位)に併合して課税根拠となる情報(併合結果資料)を作成する。併合時には個人番号を活用する。エラーデータに対しては各種エラーリストを作成する。          C-2. 当初賦課データ作成機能 : 資料併合結果を基に住民税計算を行い、賦課データを作成する。計算エラーデータに対しては各種エラーリストを作成する。          C-3. 当初特徴帳票作成機能 : 特別徴収税額通知書(特徴義務者用・納税義務者用)・特徴納入書を作成する。収納システムへの税額連携ファイルを作成する。          C-4. 当初普徴帳票作成機能 : 普徴納税通知書・納付書を作成する。また普徴分と併せて年金特徴情報を納税通知書へ出力する。収納システムへの税額連携ファイルを作成する。          C-5. 他システム用連携ファイル作成機能(当初用) : 当初分の他課システム用の連携ファイルを作成する。また中間サーバー向けの連携ファイルを作成する。(宛名システム経由で連携)</p> <p>【D. 賦課更正事務向け機能】          D-1. 異動特徴帳票作成機能 : 異動分を対象に特別徴収税額変更通知書(特徴義務者用、納税義務者用)及び、各対象一覧・特徴納入書を作成する。収納システムへの税額連携ファイルを作成する。          D-2. 異動普徴帳票作成機能 : 異動分を対象に普徴納税変更通知書・普徴納付書を作成する。収納システムへの税額連携ファイルを作成する。          D-3. 他システム用連携ファイル作成機能(異動分) : 異動分の他課システム用の連携ファイルを作成する。また中間サーバー向けの連携ファイルを作成する。(宛名システム経由で連携)</p> <p>【E. 調査事務向け機能】          E-1. 資料連絡箋作成機能 : 資料更正・賦課更正時に控除否認等で、資料連絡箋作成対象とした者の資料連絡箋(317条通知)及び、対象者一覧を作成する。また電子データとして扶養は正データを作成する。          E-2. 住登外課税通知作成機能 : 住登外課税者を対象に、住登外課税通知(294条3項通知)及び、対象者一覧を作成する。          E-3. 市外扶養調査機能 : 扶養関連情報が未特定の対象者について、扶養親族確認書を作成する。調査の結果、未特定の被扶養者情報が判明した対象者について、被扶養者所得照会書(他市区町村回答用)を作成する。</p> <p>【F. オンライン機能】          F-1. 個人基本照会・登録・変更機能 : 賦課期日時点の宛名を基本とした個人情報の照会・登録・変更を行う。該当個人に係る扶養情報の管理を行う。          F-2. 資料照会・登録・変更機能 : 申告資料情報の照会・登録・変更を行う。宛名番号未設分の資料データに対し宛名番号設定を行う。資料併合結果を照会する。該当個人に係る扶養関連の設定を行う。          F-3. 賦課照会・登録・変更機能 : 賦課情報の照会・登録・変更を行う。該当個人に係る扶養関連の設定を行う。          F-4. 事業所照会・登録・変更機能 : 事業所の基本情報の照会・登録・変更を行う。事業所の課税情報の照会を行う。          F-5. 帳票発行機能 : 証明書・所得等回答書・事業所/家屋敷課税照会書・住登外課税通知書(294条3通知)・納税通知書・普徴納付書・税額通知書・減免決定通知書、相続人代表者指定通知書、相続人代表者指定届、扶養親族(控除)確認書(個人宛)、扶養親族(控除)確認書(会社宛)、被扶養者所得照会書(他市区町村回答用)の発行、再発行を行う。</p>

	<p>【G. 運用管理機能】  G-1. 管理外データ削除機能：年度別に管理しているデータに対し、管理年度外とするデータ削除処理を行う。削除対象データは外部保管用ファイルへ出力する。  G-2. EUCデータ作成機能：EUC向けデータを作成する。</p> <p>【H. その他機能】  H-1. イメージ管理システム連携：給報電子媒体にて登録を行った資料データより給報の帳票イメージを登録するための電子給報ファイルを作成する。電子媒体にて登録を行った資料データより年金支払報告書の帳票イメージを登録するための電子年金支払報告書データファイル、電子企業年金ファイルを作成する。資料イメージと宛名情報等を紐付けるため、資料マスタより対象者を抽出して資料キーファイルを作成する。</p>
③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="radio"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input checked="" type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム <input type="checkbox"/> その他（      ）
<b>システム3</b>	
①システムの名称	イメージ管理システム(税務システムの一機能)
②システムの機能	①個人住民税システムから課税資料の電子データを受取り、課税資料をイメージ化する機能 ②課税資料の資料番号や宛名番号等をもとに対象者の課税資料イメージを検索する機能 ③アノテーション機能: イメージにマーカー、メモ、スタンプ、付箋等を添付する機能
③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム <input type="checkbox"/> その他（      ）
<b>システム4</b>	
①システムの名称	国税連携支援システム(税務システムの一機能)
②システムの機能	①eLTAX審査クライアントから取得した確定申告書データ(e-Taxの国税連携データ)を取込み、MICJET税務情報用にデータ変換を行う。 ②資料番号を採番する。
③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム <input type="checkbox"/> その他（      ）
<b>システム5</b>	
①システムの名称	宛名システム
②システムの機能	1. 宛名番号付番機能: 宛名番号が未登録の個人について、新規に宛名番号を付番する。 2. 宛名情報等管理機能: 宛名システムで宛名情報(送付先、住登外情報等を含む)を宛名番号及び個人番号と紐付けて保存し、管理する。 3. 中間サーバー連携機能: 中間サーバー又は中間サーバー端末からの要求に基づき、宛名番号に紐づく宛名情報等を通知する。 4. 既存システム連携機能: 既存業務システムからの要求に基づき、個人番号又は宛名番号に紐づく宛名情報を通知する。
③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input checked="" type="radio"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input checked="" type="radio"/> 税務システム <input checked="" type="radio"/> その他（ 中間サーバー、福祉システム      ）

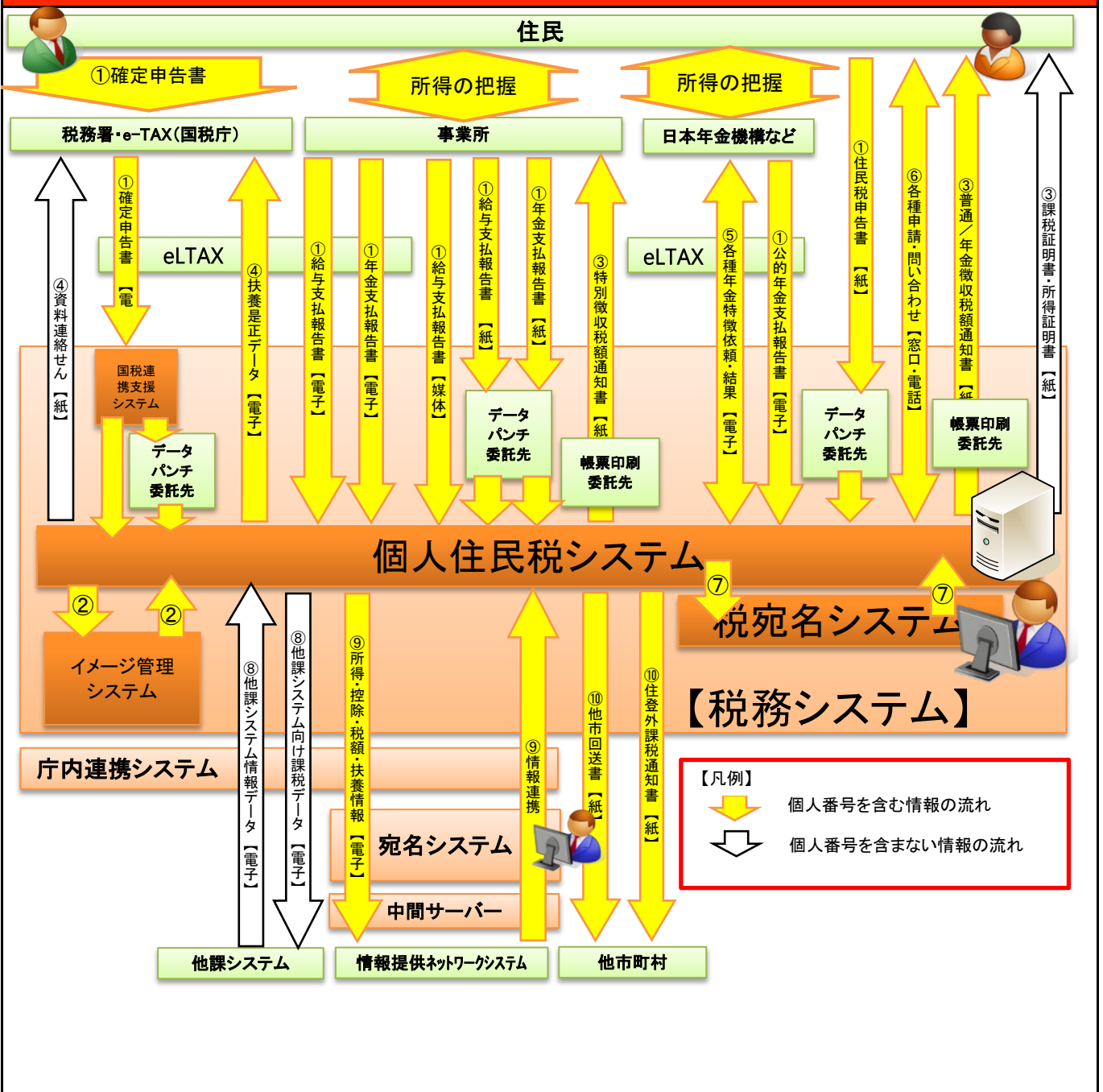




②実現が期待されるメリット	<p>(1)事務・手続の簡素化、添付書類の削減による負担軽減  ①所得証明書や住民票の添付省略  ②法定調書の提出に係る事業者負担の軽減  ③各種申請・申告等に必要な行政機関が発行する添付書類(納税証明書等)の省略</p> <p>(2)行政事務の効率化とより公平で正確な税負担の実現(所得の過少申告等の防止)  ①効率的な名寄せ・突合により、所得の過少申告や扶養控除のチェックが効率化し、社会保障の不正受給や税の不正還付等を防止することができる。</p>
<b>5. 個人番号の利用 ※</b>	
法令上の根拠	<p>1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)  ・第9条(利用範囲)  第1項:番号法別表第1に規定された事務  &lt;番号法別表第1&gt; 上欄 16:  地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律(平成31年法律第4号)による地方税若しくは特別法人事業税の賦課徴収又は地方税若しくは特別法人事業税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務であつて主務省令(※)で定めるもの  ※番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令 第5号) 第16条</p> <p>2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成25年5月31日法律第28号)により地方税法、国税通則法、所得税法の一部が改正され、税務関係書類に個人番号の記載を求める措置が講じられている。  以上の法令上の根拠より、税務事務である個人住民税業務において個人番号を利用する。</p>
<b>6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※</b>	
①実施の有無	<p>[ 実施する ]</p> <p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;  1) 実施する  2) 実施しない  3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)  ・第19条(特定個人情報の提供の制限)第8号:  &lt;別表第2における情報提供の根拠&gt;  (第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項):  1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、  31、34、35、37、39、40、42、48、54、57、58、59、61、  62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、87、91、  92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、  114、115、116、117、120の項</p> <p>&lt;別表第2における情報照会の根拠&gt;  (第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第2欄(事務)が「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務」となっているもの):27の項</p> <p>項27より、以下の情報照会が可能と定められている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「医療保険者又は後期高齢者医療広域連合」より「医療保険給付関係情報であつて主務省令で定めるもの」</li> <li>・「都道府県知事」より「障害者関係情報であつて主務省令で定めるもの」</li> <li>・「都道府県知事等」より「生活保護関係情報であつて主務省令で定めるもの」</li> <li>・「市町村長」より「地方税関係情報又は住民票関係情報であつて主務省令で定めるもの」</li> <li>・「厚生労働大臣若しくは日本年金機構又は共済組合等」より「年金給付関係情報であつて主務省令で定めるもの」</li> <li>・「厚生労働大臣」より「失業等給付関係情報であつて主務省令で定めるもの」</li> </ul>
<b>7. 評価実施機関における担当部署</b>	
①部署	財政局税務部市民税課
②所属長の役職名	市民税課長
<b>8. 他の評価実施機関</b>	



(別添1) 事務の内容



(備考)

- 課税資料(確定申告書、給与支払報告書、年金支払報告書、住民税申告書)を受け、個人住民税システムへ取り込む。課税資料を取り込むにあたり、データパンチ委託業者にて電子ファイル化(パンチ作業)を行い、この電子ファイルには個人番号が含まれる。
- 取り込んだ課税資料について、イメージ管理システムへ個人番号を含むデータファイルを連携する。これにより個人住民税システムからイメージ照会が可能となる。
- 課税資料をもとに、個人住民税システムで課税処理を行い通知書ファイルを作成する。作成した通知書ファイルを外部委託業者へ渡し、大量一括印刷・封入封緘を行い、事業所若しくは住民へ送付する。また証明書も個人住民税システムから発行するが、証明書には個人番号は含まれない。
- 市町村の調査により、申告情報の誤りがあった場合、資料連絡せん・扶養是正データを税務署(国税庁)へ送付する。
- 年金特徴の各種通知情報のやりとりについて、個人番号を追加する。
- 市町村の窓口や電話による問い合わせ時、本人確認が必要な場合は基本情報に加え個人番号を確認する。
- 税宛名システムの機能を使い、個人番号を参照する。また課税資料より個人番号を取得し、税宛名システムで保有する個人番号と宛番号の紐付けテーブル作成用データを連携する。
- 当初課税時、異動締め時に他課システム向けデータを作成し提供する。また介護システムなどから個人住民税の課税・調査に必要なデータを提供してもらう。
- 当初課税時、異動締め時に所得・控除・税額・扶養情報を宛名システム経由で中間サーバへアップする。また情報提供ネットワークシステムより他機関、他市町村の情報参照する。
- 他市町村へ資料の回送(個人番号含む)、住登外課税通知書(個人番号含む)を送付する。

## II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
個人住民税特定個人情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[ システム用ファイル ] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	本市において、個人住民税の納税義務者とその扶養関連者(控除対象配偶者、扶養者など)のうち、個人番号を有する者
その必要性	・個人住民税業務における本人確認のため ・所得・控除情報、扶養情報を情報提供ネットワークシステムで提供するため
④記録される項目	[ 100項目以上 ] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> <li>・識別情報 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号対応符号 [ <input type="checkbox"/> ] その他識別情報(内部番号)</li> <li>・連絡先等情報 [ <input type="checkbox"/> ] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [ <input type="checkbox"/> ] 連絡先(電話番号等) [ <input type="checkbox"/> ] その他住民票関係情報</li> <li>・業務関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 国税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 地方税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 健康・医療関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 医療保険関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 児童福祉・子育て関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 障害者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 生活保護・社会福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 介護・高齢者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 雇用・労働関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 年金関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 学校・教育関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 災害関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )</li> </ul>
その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人番号、4情報 : 本人確認、資料の名寄せを行うために必要</li> <li>・その他識別情報(宛名番号) : 個人番号との紐付けに必要</li> <li>・その他住民票関係情報 : 住民税の課税に必要(住民日の賦課期日判定など)</li> <li>・国税関係情報、地方税関係情報、年金関係情報 : 住民税賦課に必要</li> <li>・生活保護・社会福祉関係情報、介護・高齢者福祉関係情報 : 住民税事務において参照に必要</li> </ul>
全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日	平成28年1月1日
⑥事務担当部署	市民税課

3. 特定個人情報の入手・使用	
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 ( 市民課、介護保険課 ) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 ( 国税庁、年金保険者 ) <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 ( 他市町村 ) <input type="checkbox"/> 民間事業者 ( 給与支払報告書提出元、年金保険者 ) <input type="checkbox"/> その他 ( 地方公共団体情報システム機構 )
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 ( 住民基本台帳ネットワークシステム、eLTAX )
③入手の時期・頻度	<p><b>【本人又は本人の代理人、民間事業者からの入手】</b>  ・給与支払報告書、確定申告書、公的年金支払報告書、住民税申告書の受け取り(毎年1月～4月頃にかけて複数回入手)</p> <p><b>【庁内連携により入手】</b>  ・住民の個人番号については、住民記録システムで異動した際に連携し入手する。  ・基礎年金番号の取込データを介護システムより毎月入手する。(※)  ・年金特徴の対象者でなくなった者(死亡・転出)に関するデータを毎月入手する。(※)</p> <p>(※)個人番号は含まれないが、税務システムにおいて宛名番号と紐付けて個人番号を特定することができるため、特定個人情報となる。</p> <p><b>【他機関より入手】</b>  ・年金保険者より毎年5月に年金特徴対象者データを受け取る。</p> <p><b>【地方公共団体情報システム機構からの入手】</b>  ・調査事務が必要になった都度、機構から入手する。</p> <p><b>【情報提供ネットワークシステムにより入手】</b>  ・調査事務が必要になった都度、情報提供ネットワークシステムから入手する。</p>
④入手に係る妥当性	<p><b>【本人又は本人の代理人、民間事業者からの入手】</b>  ・給与支払報告書(地方税法第317条の6)、公的年金支払報告書(地方税法第317条の6第4項)、住民税申告書(地方税法第294条)については提出先は市町村であり、今後、地方税法施行規則等で様式に個人番号が追記される旨が明記されると思われる。申告時期については上記地方税法の条文にて明記されている。  ※2014年9月30日時点では、妥当性の根拠は総務省導入ガイドライン、総務省事務連絡「地方税分野における個人番号・法人番号の利用について」となる。  ・確定申告書については、本人から国税庁(税務署)へ提出がされるが、国税通則法第124条により確定申告書等の様式に個人番号を追加する旨が明記されている。なお、確定申告については国税連携がなされており、市町村においてeLTAXより入手が可能である。(番号法第19条第9号)</p> <p><b>【庁内連携により入手】</b>  番号法第14条、14条第2項において個人番号利用事務実施者は他の個人番号利用事務等実者に対して個人番号の提供を求められることができるとされている。このため個人住民税事務において必要な時期に情報を入手するものである。</p> <p><b>【他機関より入手】</b>  地方税法第321条の7の3において、年金保険者による市町村に対する通知に「その他総務省で定める事項」が追加される旨が記載されており、個人番号が追加される見込みである。時期についても同上の条文により明記されている。</p> <p><b>【地方公共団体情報システム機構からの入手】</b>  ・番号法第14条第2項において明記されている。ただし通常の日常業務ではなく、調査が必要になった場合に入手する。</p> <p><b>【情報提供ネットワークシステムにより入手】</b>  ・番号法第19条第8号において明記されている。調査事務が必要になった都度、情報提供ネットワークシステムから入手する。</p>

⑤本人への明示	<p>【本人又は本人の代理人、民間事業者からの入手】 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成25年5月31日)」により、以下に示す関係法律の一部改正が実施される。この改正により税務関係書類に個人番号の記載を求める措置が規定されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地方税法第321条の7の3(年金保険者による市町村に対する通知)</li> <li>・国税通則法第124条(提出書類の氏名、住所及び番号の記載等)</li> <li>・所得税法第10条、第57条、第194条、第195条、第198条、第203条の5、第224条</li> </ul> <p>【庁内連携により入手】 番号法第14条において、本人又は他の個人番号利用事務等実施者に対し個人番号の提供をもとめることができるとあることから、本市住民の個人番号について、住民記録システムより入手可能である。</p> <p>【他機関より入手】 地方税法第321条の7の3において明示されている。</p> <p>【地方公共団体情報システム機構からの入手】 ・番号法第14条第2項において、地方公共団体情報システム機構に対し機構保存確認情報の提供を求めることができる旨が規定され、市町村が地方公共団体情報システム機構から機構保存本人確認情報を入手することが明示されている。</p> <p>【情報提供ネットワークシステムにより入手】 ・番号法第19条第8号において明示されている。</p>						
⑥使用目的 ※	<ul style="list-style-type: none"> <li>・適正かつ公平な賦課及び徴収の実現のため、課税資料の名寄せが正確かつ効率的にできるよう、個人番号を利用する。</li> <li>・納税者が個人住民税申告書を提出する際、身分証明書が省略できるなどの納税者利便性の向上のために利用する。</li> </ul>						
変更の妥当性	—						
⑦使用の主体	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="328 999 466 1068">使用部署 ※</td> <td colspan="2" data-bbox="466 999 1524 1068">市民税課、各総合センター、各支所</td> </tr> <tr> <td data-bbox="328 1068 466 1162">使用者数</td> <td data-bbox="466 1068 877 1162">[ 100人以上500人未満 ]</td> <td data-bbox="877 1068 1524 1162">           &lt;選択肢&gt;            1) 10人未満            2) 10人以上50人未満            3) 50人以上100人未満            4) 100人以上500人未満            5) 500人以上1,000人未満            6) 1,000人以上         </td> </tr> </table>	使用部署 ※	市民税課、各総合センター、各支所		使用者数	[ 100人以上500人未満 ]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
使用部署 ※	市民税課、各総合センター、各支所						
使用者数	[ 100人以上500人未満 ]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上					
⑧使用方法 ※	<p>1. 課税資料受付事務 ・確定申告書、個人住民税の申告書、給与支払報告書、公的年金等支払報告書に記載された個人番号を取得し、内部識別番号である宛名番号と紐付ける。 ・住登外課税対象者に対して個人住民税の課税を行う場合に、住所地市町村に送付する地方税法第294条第3項通知(住登外課税通知)に個人番号を記載する。</p> <p>2. 賦課決定事務 ・資料併合時に同一人の資料が複数存在する場合、個人番号を名寄せ判断として利用する。</p> <p>3. 調査事務 ・納税義務者の居住する市町村以外に居住する控除対象配偶者、扶養親族に係る者について控除の要件を満たしているか否かの問い合わせに情報提供ネットワークシステムを利用する。 ・生活保護受給情報、障害者手帳等、所得情報、扶養関係情報について情報提供ネットワークシステムを通じて照会を行い、非課税判定等を行う。 ・情報提供ネットワークシステムを通じた扶養関係情報、所得情報の提供に対応できるよう、照会用データを中間サーバーに記録する。</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="256 1680 466 1749">情報の突合 ※</td> <td data-bbox="466 1680 1524 1749"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・上記項番1、2、3において、内部識別番号の宛名番号と個人番号を紐付けて使用する。</li> <li>・上記項番2の資料併合において、個人番号を利用して課税資料の突合を行う。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="256 1749 466 1800">情報の統計分析 ※</td> <td data-bbox="466 1749 1524 1800">特定個人情報に関する統計分析については、個人住民税事務では実施しない。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="256 1800 466 1865">権利利益に影響を与え得る決定 ※</td> <td data-bbox="466 1800 1524 1865">所得額、各種控除額に基づき住民税額を決定・更正する。</td> </tr> </table>	情報の突合 ※	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上記項番1、2、3において、内部識別番号の宛名番号と個人番号を紐付けて使用する。</li> <li>・上記項番2の資料併合において、個人番号を利用して課税資料の突合を行う。</li> </ul>	情報の統計分析 ※	特定個人情報に関する統計分析については、個人住民税事務では実施しない。	権利利益に影響を与え得る決定 ※	所得額、各種控除額に基づき住民税額を決定・更正する。
情報の突合 ※	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上記項番1、2、3において、内部識別番号の宛名番号と個人番号を紐付けて使用する。</li> <li>・上記項番2の資料併合において、個人番号を利用して課税資料の突合を行う。</li> </ul>						
情報の統計分析 ※	特定個人情報に関する統計分析については、個人住民税事務では実施しない。						
権利利益に影響を与え得る決定 ※	所得額、各種控除額に基づき住民税額を決定・更正する。						
⑨使用開始日	平成28年1月1日						





		[ <input type="radio"/> ] その他 ( 専用端末においてシステムを直接操作 )
⑤委託先名の確認方法	委託先が決定した際は、本市ホームページ上にて委託事業、委託先名を公表している。	
⑥委託先名	日本電気株式会社四国支社	
再委託	⑦再委託の有無 ※	[ <input type="checkbox"/> 再委託する ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 再委託する 2) 再委託しない</span>
	⑧再委託の許諾方法	原則再委託は認めないが、あらかじめ市長の承諾を得た場合は再委託を許諾する。
	⑨再委託事項	システムの運用管理、バッチ処理の実行、オンライン稼働監視などを行う。
<b>委託事項3</b>		
MICJET税務情報(税務システムパッケージ)のアプリケーション保守		
①委託内容	アプリケーションに関する要望対応、障害対応、税制改正対応を行う。また職員からの問い合わせ対応や調査、作業指示書に基づくデータ抽出などを行う。	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[ 特定個人情報ファイルの全体 ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部</span>
	対象となる本人の数	[ 100万人以上1,000万人未満 ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</span>
	対象となる本人の範囲 ※	本市において、個人住民税の納税義務者とその扶養関連者(控除対象配偶者、扶養者など)のうち、個人番号を有する者
	その妥当性	税制改正に伴うシステム改修等を行った場合、本番稼働前に正しく動作することを確認する必要がある。
③委託先における取扱者数	[ <input type="checkbox"/> 10人未満 ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上</span>	
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙 [ <input type="radio"/> ] その他 ( 専用端末においてシステムを直接操作 )	
⑤委託先名の確認方法	委託先が決定した際は、本市ホームページ上にて委託事業、委託先名を公表している。	
⑥委託先名	富士通株式会社四国支社	
再委託	⑦再委託の有無 ※	[ <input type="checkbox"/> 再委託する ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 再委託する 2) 再委託しない</span>
	⑧再委託の許諾方法	原則再委託は認めないが、あらかじめ市長の承諾を得た場合は再委託を許諾する。
	⑨再委託事項	MICJET税務情報(税務システムパッケージ)のアプリケーション保守
<b>委託事項6～10</b>		
<b>委託事項11～15</b>		
<b>委託事項16～20</b>		

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 提供を行っている ( 57 ) 件 [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 移転を行っている ( 1 ) 件 [ ] 行っていない
提供先1	厚生労働大臣
①法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・第19条第8号 別表第2 項1
②提供先における用途	健康保険に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	「2. ④記録される項目」のうち、個人番号、4情報、地方税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <div style="text-align: right;">           &lt;選択肢&gt;            1) 1万人未満            2) 1万人以上10万人未満            3) 10万人以上100万人未満            4) 100万人以上1,000万人未満            5) 1,000万人以上         </div>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市において、個人住民税の納税義務者とその扶養関連者(控除対象配偶者、扶養者など)のうち、個人番号を有する者
⑥提供方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムにより随時提供 ※中間サーバーのデータメンテナンスについて、当初データは毎年5月上旬、6月上旬の当初通知時に実施。異動分については、月2回の変更通知時に実施する。
<b>提供先2～5</b>	
提供先2	全国健康保険協会
①法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・第19条第8号 別表第2 項2
②提供先における用途	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	「2. ④記録される項目」のうち、個人番号、4情報、地方税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <div style="text-align: right;">           &lt;選択肢&gt;            1) 1万人未満            2) 1万人以上10万人未満            3) 10万人以上100万人未満            4) 100万人以上1,000万人未満            5) 1,000万人以上         </div>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市において、個人住民税の納税義務者とその扶養関連者(控除対象配偶者、扶養者など)のうち、個人番号を有する者
⑥提供方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムにより随時提供 ※中間サーバーのデータメンテナンスについて、当初データは毎年5月上旬、6月上旬の当初通知時に実施。異動分については、月2回の変更通知時に実施する。
提供先3	健康保険組合
①法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・第19条第8号 別表第2 項3
②提供先における用途	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの

③提供する情報	「2. ④記録される項目」のうち、個人番号、4情報、地方税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>1) 1万人未満</p> <p>2) 1万人以上10万人未満</p> <p>3) 10万人以上100万人未満</p> <p>4) 100万人以上1,000万人未満</p> <p>5) 1,000万人以上</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市において、個人住民税の納税義務者とその扶養関連者(控除対象配偶者、扶養者など)のうち、個人番号を有する者
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 (      )
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムにより随時提供 ※中間サーバーのデータメンテナンスについて、当初データは毎年5月上旬、6月上旬の当初通知時に実施。異動分については、月2回の変更通知時に実施する。
<b>提供先4</b>	厚生労働大臣
①法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・第19条第8号 別表第2 項4
②提供先における用途	船員保険法第四条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた船員保険に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	「2. ④記録される項目」のうち、個人番号、4情報、地方税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>1) 1万人未満</p> <p>2) 1万人以上10万人未満</p> <p>3) 10万人以上100万人未満</p> <p>4) 100万人以上1,000万人未満</p> <p>5) 1,000万人以上</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市において、個人住民税の納税義務者とその扶養関連者(控除対象配偶者、扶養者など)のうち、個人番号を有する者
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 (      )
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムにより随時提供 ※中間サーバーのデータメンテナンスについて、当初データは毎年5月上旬、6月上旬の当初通知時に実施。異動分については、月2回の変更通知時に実施する。
<b>提供先5</b>	全国健康保険協会
①法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・第19条第8号 別表第2 項6
②提供先における用途	船員保険法による保険給付又は平成十九年法律第三十号附則第三十九条の規定によりなお従前の例によるものとされた平成十九年法律第三十号第四条の規定による改正前の船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	「2. ④記録される項目」のうち、個人番号、4情報、地方税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>1) 1万人未満</p> <p>2) 1万人以上10万人未満</p> <p>3) 10万人以上100万人未満</p> <p>4) 100万人以上1,000万人未満</p> <p>5) 1,000万人以上</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市において、個人住民税の納税義務者とその扶養関連者(控除対象配偶者、扶養者など)のうち、個人番号を有する者
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙

	[ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムにより随時提供 ※中間サーバーのデータメンテナンスについて、当初データは毎年5月上旬、6月上旬の当初通知時に実施。異動分については、月2回の変更通知時に実施する。
<b>提供先6～10</b>	
<b>提供先6</b>	都道府県知事
①法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・第19条第8号 別表第2 項8
②提供先における用途	児童福祉法による里親の認定、養育里親の登録又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	「2. ④記録される項目」のうち、個人番号、4情報、地方税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市において、個人住民税の納税義務者とその扶養関連者(控除対象配偶者、扶養者など)のうち、個人番号を有する者
⑥提供方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムにより随時提供 ※中間サーバーのデータメンテナンスについて、当初データは毎年5月上旬、6月上旬の当初通知時に実施。異動分については、月2回の変更通知時に実施する。
<b>提供先7</b>	都道府県知事
①法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・第19条第8号 別表第2 項9
②提供先における用途	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	「2. ④記録される項目」のうち、個人番号、4情報、地方税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市において、個人住民税の納税義務者とその扶養関連者(控除対象配偶者、扶養者など)のうち、個人番号を有する者
⑥提供方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムにより随時提供 ※中間サーバーのデータメンテナンスについて、当初データは毎年5月上旬、6月上旬の当初通知時に実施。異動分については、月2回の変更通知時に実施する。
<b>提供先8</b>	市町村長
①法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・第19条第8号 別表第2 項11
②提供先における用途	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって主務省令で定めるもの

③提供する情報	「2. ④記録される項目」のうち、個人番号、4情報、地方税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市において、個人住民税の納税義務者とその扶養関連者(控除対象配偶者、扶養者など)のうち、個人番号を有する者
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ( )
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムにより随時提供 ※中間サーバーのデータメンテナンスについて、当初データは毎年5月上旬、6月上旬の当初通知時に実施。異動分については、月2回の変更通知時に実施する。
<b>提供先9</b>	都道府県知事又は市町村長
①法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・第19条第8号 別表第2 項16
②提供先における用途	児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	「2. ④記録される項目」のうち、個人番号、4情報、地方税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市において、個人住民税の納税義務者とその扶養関連者(控除対象配偶者、扶養者など)のうち、個人番号を有する者
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ( )
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムにより随時提供 ※中間サーバーのデータメンテナンスについて、当初データは毎年5月上旬、6月上旬の当初通知時に実施。異動分については、月2回の変更通知時に実施する。
<b>提供先10</b>	市町村長
①法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・第19条第8号 別表第2 項18
②提供先における用途	予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	「2. ④記録される項目」のうち、個人番号、4情報、地方税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市において、個人住民税の納税義務者とその扶養関連者(控除対象配偶者、扶養者など)のうち、個人番号を有する者
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ( )



⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムにより随時提供 ※中間サーバーのデータメンテナンスについて、当初データは毎年5月上旬、6月上旬の当初通知時に実施。異動分については、月2回の変更通知時に実施する。
<b>提供先11～15</b>	
<b>提供先11</b>	都道府県知事
①法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・第19条第8号 別表第2 項23
②提供先における用途	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	「2. ④記録される項目」のうち、個人番号、4情報、地方税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市において、個人住民税の納税義務者とその扶養関連者(控除対象配偶者、扶養者など)のうち、個人番号を有する者
⑥提供方法	[ <input type="radio"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムにより随時提供 ※中間サーバーのデータメンテナンスについて、当初データは毎年5月上旬、6月上旬の当初通知時に実施。異動分については、月2回の変更通知時に実施する。
<b>提供先12</b>	都道府県知事等
①法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・第19条第8号 別表第2 項26
②提供先における用途	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	「2. ④記録される項目」のうち、個人番号、4情報、地方税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市において、個人住民税の納税義務者とその扶養関連者(控除対象配偶者、扶養者など)のうち、個人番号を有する者
⑥提供方法	[ <input type="radio"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムにより随時提供 ※中間サーバーのデータメンテナンスについて、当初データは毎年5月上旬、6月上旬の当初通知時に実施。異動分については、月2回の変更通知時に実施する。
<b>提供先13</b>	市町村長
①法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・第19条第8号 別表第2 項27
②提供先における用途	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	「2. ④記録される項目」のうち、個人番号、4情報、地方税関係情報

④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市において、個人住民税の納税義務者とその扶養関連者(控除対象配偶者、扶養者など)のうち、個人番号を有する者	
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 ( )	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムにより随時提供 ※中間サーバーのデータメンテナンスについて、当初データは毎年5月上旬、6月上旬の当初通知時に実施。異動分については、月2回の変更通知時に実施する。	
<b>提供先14</b>	都道府県知事	
①法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・第19条第8号 別表第2 項28	
②提供先における用途	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	
③提供する情報	「2. ④記録される項目」のうち、個人番号、4情報、地方税関係情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市において、個人住民税の納税義務者とその扶養関連者(控除対象配偶者、扶養者など)のうち、個人番号を有する者	
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 ( )	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムにより随時提供 ※中間サーバーのデータメンテナンスについて、当初データは毎年5月上旬、6月上旬の当初通知時に実施。異動分については、月2回の変更通知時に実施する。	
<b>提供先15</b>	厚生労働大臣又は共済組合等	
①法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・第19条第8号 別表第2 項29	
②提供先における用途	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	
③提供する情報	「2. ④記録される項目」のうち、個人番号、4情報、地方税関係情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市において、個人住民税の納税義務者とその扶養関連者(控除対象配偶者、扶養者など)のうち、個人番号を有する者	
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 ( )	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムにより随時提供 ※中間サーバーのデータメンテナンスについて、当初データは毎年5月上旬、6月上旬の当初通知時に実施。異動分については、月2回の変更通知時に実施する。	

提供先16～20	
提供先16	公営住宅法第二条第十六号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長
①法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・第19条第8号 別表第2 項31
②提供先における用途	公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	「2. ④記録される項目」のうち、個人番号、4情報、地方税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <div style="text-align: right;">           &lt;選択肢&gt;            1) 1万人未満            2) 1万人以上10万人未満            3) 10万人以上100万人未満            4) 100万人以上1,000万人未満            5) 1,000万人以上         </div>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市において、個人住民税の納税義務者とその扶養関連者(控除対象配偶者、扶養者など)のうち、個人番号を有する者
⑥提供方法	[ <input type="radio"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムにより随時提供 ※中間サーバーのデータメンテナンスについて、当初データは毎年5月上旬、6月上旬の当初通知時に実施。異動分については、月2回の変更通知時に実施する。
提供先17	日本私立学校振興・共済事業団
①法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・第19条第8号 別表第2 項34
②提供先における用途	私立学校教職員共済法による短期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	「2. ④記録される項目」のうち、個人番号、4情報、地方税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <div style="text-align: right;">           &lt;選択肢&gt;            1) 1万人未満            2) 1万人以上10万人未満            3) 10万人以上100万人未満            4) 100万人以上1,000万人未満            5) 1,000万人以上         </div>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市において、個人住民税の納税義務者とその扶養関連者(控除対象配偶者、扶養者など)のうち、個人番号を有する者
⑥提供方法	[ <input type="radio"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムにより随時提供 ※中間サーバーのデータメンテナンスについて、当初データは毎年5月上旬、6月上旬の当初通知時に実施。異動分については、月2回の変更通知時に実施する。
提供先18	厚生労働大臣又は共済組合等
①法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・第19条第8号 別表第2 項35
②提供先における用途	厚生年金保険法による年金である保険給付又は一時金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	「2. ④記録される項目」のうち、個人番号、4情報、地方税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <div style="text-align: right;">           &lt;選択肢&gt;            1) 1万人未満            2) 1万人以上10万人未満            3) 10万人以上100万人未満            4) 100万人以上1,000万人未満            5) 1,000万人以上         </div>

⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市において、個人住民税の納税義務者とその扶養関連者(控除対象配偶者、扶養者など)のうち、個人番号を有する者
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ( )
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムにより随時提供 ※中間サーバーのデータメンテナンスについて、当初データは毎年5月上旬、6月上旬の当初通知時に実施。異動分については、月2回の変更通知時に実施する。
<b>提供先19</b>	文部科学大臣又は都道府県教育委員会
①法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・第19条第8号 別表第2 項37
②提供先における用途	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	「2. ④記録される項目」のうち、個人番号、4情報、地方税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市において、個人住民税の納税義務者とその扶養関連者(控除対象配偶者、扶養者など)のうち、個人番号を有する者
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ( )
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムにより随時提供 ※中間サーバーのデータメンテナンスについて、当初データは毎年5月上旬、6月上旬の当初通知時に実施。異動分については、月2回の変更通知時に実施する。
<b>提供先20</b>	国家公務員共済組合
①法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・第19条第8号 別表第2 項39
②提供先における用途	国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	「2. ④記録される項目」のうち、個人番号、4情報、地方税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市において、個人住民税の納税義務者とその扶養関連者(控除対象配偶者、扶養者など)のうち、個人番号を有する者
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ( )
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムにより随時提供 ※中間サーバーのデータメンテナンスについて、当初データは毎年5月上旬、6月上旬の当初通知時に実施。異動分については、月2回の変更通知時に実施する。

移転先1	国保・高齢者医療課	
①法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・第9条第2項に基づく条例を制定する予定	
②移転先における用途	国民健康保険業務における保険料算定事務にて利用	
③移転する情報	「2. ④記録される項目」のうち、その他識別情報(内部番号)、4情報、国税関係情報、地方税関係情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	本市において、個人住民税の納税義務者とその扶養関連者(控除対象配偶者、扶養者など)のうち、個人番号を有する者	
⑥移転方法	<input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 ( )	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	毎年5月上旬、6月上旬の当初通知時と、月2回の変更通知時に提供する。	
移転先2～5		
移転先6～10		
移転先11～15		
移転先16～20		
<b>6. 特定個人情報の保管・消去</b>		
①保管場所 ※	・入退室管理を行っているサーバ室の入口でチェックを行い、サーバの操作を許可された人だけが入場できる場所にサーバを設置している。 ・不正アクセス行為の禁止等に関する法律にいうアクセス制御機能としては、ユーザIDによる識別とパスワードによる認証、さらに認証したユーザに対する認可機能によって、そのユーザがシステム上で利用できることを制限することで、認証(ログイン)、認可(処理権限の付与)、監査(ログ運用)を行っている。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームはサーバ室に設置しており、入退室管理を行っているサーバ室の入口でチェックを行い、サーバの操作を許可された人だけが入場できる場所にサーバを設置している。 ②特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。	
②保管期間	期間	[ 6年以上10年未満 ]         <選択肢> 1) 1年未満 2) 1年 3) 2年 4) 3年 5) 4年 6) 5年 7) 6年以上10年未満 8) 10年以上20年未満 9) 20年以上 10) 定められていない
	その妥当性	地方税法第17条の5により、課税より7年間経過までは保管が必要
③消去方法	②で定めた保存期間を超えたデータについて、システム上一括で消去する。(データベースから物理的に削除する) <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。 ②ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。	
<b>7. 備考</b>		



(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

1. 更新年月日、2. 更新時刻、3. 更新職員番号、4. 更新端末ID、5. 更新アクセスコード、6. 更新プログラムID、7. 前回更新年月日、8. 前回更新時刻、9. 前回更新職員番号、10. 前回更新端末ID、11. 前回更新アクセスコード、12. 前回更新プログラムID、13. 削除フラグ、14. 排他フラグ、15. 自治体識別コード、16. 課税年度、17. 宛名番号、18. 自治体コード、19. 履歴番号、20. 世帯番号、21. 続柄コード、22. 生年月日、23. 前年12月31日年齢、24. 本年1月1日年齢、25. 性別コード、26. 個人法人詳細区分、27. 個人基本種別コード、28. 個人基本廃止理由コード、29. 翌年廃止理由コード、30. 前年死亡フラグ、31. 外字フラグ、32. 通称名優先区分、33. 在留の資格コード、34. 在留期間開始日、35. 在留期間終了日、36. カナ氏名、37. 検索カナ氏名、38. 漢字氏名、39. カナ通称名、40. 漢字通称名、41. 市内市外区分、42. 市外住所コード、43. 住所自治体コード、44. 住所町名コード、45. 住所番地コード、46. 住所枝番コード、47. 住所小枝番コード、48. 住所枝番コード、49. 住所番地編集区分、50. 住所、51. 方書、52. 宛名異動日、53. 宛名異動理由コード、54. 住民日、55. 住定日、56. 消除日、57. 納税者番号、58. 本籍地、59. 筆頭者名、60. 本人障害区分、61. 生活扶助区分、62. 個人基本寡区分、63. 個人基本勤学区分、64. 無申告調査結果コード、65. 無申告調査結果内容、66. 特記コード、67. 特記情報、68. 翌年申告書発送区分、69. 住登地登録フラグ、70. 生活扶助開始日、71. 生活扶助廃止日、72. 無申告調査コード、73. 住民税申告書通知日、74. 催告通知書通知日、75. 最終催告通知書通知日、76. 住登地市外住所コード、77. 住登地住所、78. 住登地方書、79. 基礎年金番号、80. 基礎年金番号付設レベル、81. 年金保険者番号、82. 年金コード、83. 予備領域、84. 扶養関連者区分、85. 扶養関連者種別コード、86. 扶養関連者宛名番号、87. 扶養関連者自治体コード、88. 扶養関連者状態区分、89. 扶養関連者異動事由コード、90. 否認理由コード、91. 専従者給与額、92. 指定番号、93. 収納指定番号、94. 関連指定番号、95. 総括表区分、96. 納入書区分、97. 媒体区分、98. 納期特例区分、99. 納期特例開始年月、100. 納期特例終了年月、101. 事業所廃止理由、102. 廃止年月日、103. 指定番号変更年月、104. 収納指定番号変更年月、105. 普徴事業所区分、106. 特徴税額通知書出力区分、107. 資料種別コード、108. 総括表資料番号、109. 月別人数6月、110. 月別人数7月、111. 月別人数8月、112. 月別人数9月、113. 月別人数10月、114. 月別人数11月、115. 月別人数12月、116. 月別人数1月、117. 月別人数2月、118. 月別人数3月、119. 月別人数4月、120. 月別人数5月、121. 月割額6月、122. 月割額7月、123. 月割額8月、124. 月割額9月、125. 月割額10月、126. 月割額11月、127. 月割額12月、128. 月割額1月、129. 月割額2月、130. 月割額3月、131. 月割額4月、132. 月割額5月、133. バッチ締めフラグ、134. 宛名履歴番号、135. 最終個人番号、136. 個人番号、137. 従業員状態区分、138. 異動日、139. 登録区コード、140. 資料番号、141. 資料廃止理由コード、142. 給報種別コード、143. 入力カナ氏名、144. 入力生年月日、145. 入力西暦生年月日、146. 入力性別コード、147. 宛名付設コード、148. 資料収入種別コード、149. 事業所家屋敷区分、150. 受給者番号、151. 控配区分、152. 扶養親族一特定、153. 扶養親族一同居老親、154. 扶養親族一老人、155. 扶養親族一他、156. 扶養障害一同居特障、157. 扶養障害一特別、158. 扶養障害一他、159. 夫あり区分、160. 未成年者区分、161. 老年者区分、162. 寡区分、163. 勤労学生区分、164. 均等割区分、165. 乙欄区分、166. 死亡退職区分、167. 災害者区分、168. 外国人区分、169. 就職退職区分、170. 就職退職年月日、171. 年調未済区分、172. 摘要欄、173. 配偶者氏名、174. 配偶者生年月日、175. 扶養親族、176. 扶養親族生年月日、177. 扶養親族控除額、178. 専従者氏名、179. 専従者生年月日、180. 確申青白区分、181. 専従配偶有無フラグ、182. 専従その他、183. 本人専従区分、184. 特例適用条文コード、185. 徴収希望コード、186. 別居の控配扶養親族フラグ、187. 事業税開廃業区分、188. 事業税開廃業年月日、189. 個人基本履歴番号、190. 併合結果徴収区分、191. 優先資料番号、192. 特徴優先資料番号、193. 資料併合済フラグ、194. 特定居住損区分、195. 資料連絡箋出力対象フラグ、196. 資料連絡箋出力理由コード、197. エラーメッセージID、198. 警告メッセージID、199. 租税条約区分、200. フラグ予備、201. 自動生成フラグ、202. オンバッチ区分、203. 所得控除件数、204. 住宅借入金等特別控除区分、205. 居住開始年月日、206. 連番、207. 所得控除コード(資料)、208. 所得控除額(資料)、209. 所得控除コード(賦課)、210. 所得控除額(賦課)、211. 徴収区分、212. 課税区分、213. 特定扶養、214. 同居老親、215. 老人扶養、216. その他扶養、217. 同居特別障害、218. 特別障害、219. その他障害、220. 非課税コード、221. 所得割非課税措置フラグ、222. 優先資料種別コード、223. 更正事由コード、224. 更正補正コード、225. 更正事由強制メッセージ、226. 異動戻り先履歴番号、228. 減免区分、229. 減免割合、230. 異動年月日、231. 開始月期、232. 済月期、233. 事業所基本履歴番号、234. 事業所課税履歴番号、235. 特徴締めフラグ、236. 普徴締めフラグ、237. 所得割調整フラグ、238. 平均課税適用フラグ、239. 外国税額控除適用フラグ、240. 同居特別障害控配フラグ、241. 扶養関連者解除フラグ、242. 事業所家屋敷課税区分、243. 元老非該当フラグ、244. 充当該当フラグ、245. 年度間減額措置フラグ、246. 年金特徴対象フラグ、247. 申告書提出フラグ、248. 移行不整合フラグ、249. 移行前履歴番号、250. 月割額、251. 在籍指定番号、252. 在籍個人番号、253. 調定年度、254. 期割実績フラグ、255. 期割額、256. 登録年度、257. 異動届課税年度、258. 給与支払額、259. 社会保険料額、260. 退職金額、261. 勤続年数、262. 届出日、263. 賦課履歴番号、264. 特普区分、265. 確定フラグ、266. 期割充当額、267. 異動メモ内容、268. 通知書番号、269. 証明年度、270. 発行自治体コード、271. 支所コード、272. 証明書番号、273. 証明書区分、274. 使用目的区分、275. 宛先識別番号、276. 資料履歴番号、277. 送付通知書区分、278. 個人送達履歴コード、279. 異動区分、280. 通知書番号等、281. 出力履歴、282. 通知日、283. 事業所履歴番号、284. 従業員宛名番号、285. 事業所送達履歴コード、286. 扶養関連者賦課履歴番号、287. 扶養関連者資料種別コード、288. 扶養関連者資料番号、289. 扶養関連者資料履歴番号、290. 回数割実績フラグ、291. 回数割額、292. 年金特徴中止区分、293. 年金特徴済月、294. タイムスタンプ日付、295. タイムスタンプ時刻、296. 資料種別、297. CSVファイル名、298. XMLファイル名、299. 利用者識別番号、300. 余白、301. 郵便番号、302. カナ住所、303. 漢字住所、304. 年金保険者用整理番号、305. 状態区分、306. 対象者通知区分、307. 対象者通知受入処理日、308. 税額通知区分、309. 特徴依頼処理日、310. 特徴依頼処理結果区分、311. 特徴依頼処理結果受入処理日、312. 停止依頼区分、313. 停止依頼月、314. 停止依頼処理日、315. 停止依頼処理結果区分、316. 停止依頼結果受入処理日、317. 特徴処理結果区分、318. 異動事由、319. 介護納付額一普徴、320. 介護納付額一特徴、321. 介護納付額一合計、322. 国保納付額一普徴、323. 国保納付額一特徴、324. 国保納付額一合計、325. 後期高齢納付額一普徴、326. 後期高齢納付額一特徴、327. 後期高齢納付額一合計、328. 納付額総合計、329. 税額変更等依頼区分、330. 税額変更等依頼処理日、331. 税額変更等依頼処理結果区分、332. 税額変更等依頼結果受入処理日、333. 停止年月、334. 年金額、335. 個人番号確認区分、336. 給与支払者番号、337. 住基CS問い合わせ区分

### Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
個人住民税特定個人情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク	
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	<p>特定個人情報の入手先を以下のものに限定し、下記以外に特定個人情報を入手しないよう、職員に対する教育を徹底する。</p> <p>①住民記録システムからの連携による入手 → システムにより担保</p> <p>②課税資料からの入手（紙、電子データ） → 各税法に基づいて提出される課税資料は、納税者本人（本人の代理人としての税理士）が記載して提出するものであり、当該納税義務者の情報しか入手することができない。</p> <p>③住基CSの参照による取得 ・住基CSオンライン端末による取得 → 対象者以外の情報を入手しないよう職員に対する教育を徹底する。 ・バッチ処理による一括取得 → システムにより担保</p> <p>④庁内連携による取得 → システムにより担保</p> <p>⑤その他（窓口対応、電話対応、窓口申請書など） → 対象者以外の情報を入手しないよう職員に対する教育を徹底する。 個人番号カード又は通知カード、身分証明書の提示や窓口での聞き取りにより本人確認を行い、対象者であることを確認する。</p>
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	<p>①住民記録システムからの連携による入手 → システムにより担保</p> <p>②納税申告書からの入手（紙、電子データ） → 納税義務者等が各税法の規定に基づき、課税資料、申請・届出書等を提出する場合、法令・通達により手続に必要な事項を規定した様式を示すことで、不必要な情報の入手の防止に努めている。</p> <p>③住基CSの参照による取得 ・住基CSオンライン端末による取得 → 住民税業務に必要な範囲で取得するよう、職員に対する教育を徹底する。 ・バッチ処理による一括取得 → システムにより担保</p> <p>④庁内連携による取得 → システムにより担保</p> <p>⑤その他（窓口対応、電話対応、窓口申請書など） → 個人住民税業務に関係のない情報を入手しないよう、職員に対する教育を徹底する。 窓口申請書は必要な情報のみを記載する様式とする。</p> <p>システム全体としては個人住民税の課税事務に必要な項目は入力できないよう制限し、必要な情報以外を入手することを防止している。</p>
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ] &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に入力している 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
リスク2： 不適切な方法で入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>特定個人情報の入手先を以下のものに限定し、下記以外に特定個人情報を入手しないよう、職員に対する教育を徹底することで、不適切な方法で入手が行われないようにする。</p> <p>①住民記録システムからの連携による入手 → システムにより担保</p> <p>②住民税申告書からの入手（紙、電子データ） → 納税義務者等が各税法の規定に基づき、個人番号付きの課税資料、申請・届出書を提出する際には、法令・通達において手続に必要な事項を規定した様式を示していることから、納税義務者本人は、個人番号の記載が必要であると認識した上で住民税申告書等を提出することとなる。</p> <p>③住基CSの参照による取得 ・住基CSオンライン端末による取得 → 住民税業務に必要な範囲で取得するよう、職員に対する教育を徹底する。 ・バッチ処理による一括取得 → システムにより担保</p> <p>④庁内連携による取得 → システムにより担保</p> <p>⑤その他（窓口対応、電話対応、窓口申請書など） → 個人住民税業務に関係のない情報を入手しないよう、職員に対する教育を徹底する。 特定個人情報を入手する際は、利用目的を入手元に伝える。</p>

リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 入手した特定個人情報 that 不正確であるリスク		
入手の際の本人確認の措置の内容	<p>①本人から個人番号の提供を求める場合 番号法第16条(本人確認の措置)、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令(平成26年政令第155号)(以下「番号法政令」という。)第12条第1項、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則(以下「番号法施行規則」という。)第1条等の規定に基づき、個人番号カード、通知カードと運転免許証又は旅券等による確認のほか、番号法施行規則第3条3項(第1条第3項を準用)の規定に基づき確認する。</p> <p>②代理人から個人番号の提供を求める場合 番号法第16条、番号法政令第12条第2項、番号法施行規則第1条等の規定に基づき、代理人の個人番号カード、通知カードと運転免許証又は旅券等による確認のほか、代理人が税理士である場合においては、番号法施行規則第9条2項等の規定に基づき、税務代理権限証書と税理士名簿に記載されている事項等を確認するなどの方法により行う。</p>	
個人番号の真正性確認の措置の内容	<p>①本人から個人番号の提供を求める場合 番号法第16条、番号法政令第12条第1項、番号法施行規則第1条等の規定に基づき、個人番号カード、通知カードと運転免許証又は旅券等による確認のほか、番号法施行規則第3条3項(第1条第3項を準用)の規定に基づき確認する。</p> <p>②代理人から個人番号の提供を求める場合 番号法第16条、番号法政令第12条第2項、番号法施行規則第1条等の規定に基づき、代理人の個人番号カード、通知カードと運転免許証又は旅券等による確認のほか、代理人が税理士である場合においては、番号法施行規則第9条2項等の規定に基づき、税務代理権限証書と税理士名簿に記載されている事項等を確認するなどの方法により行う。</p> <p>③個人番号カード(若しくは通知カードと法令により定められた身分証明書の組み合わせ)の提示がない場合には、市町村住基CSにおいて職員が本人確認情報と個人番号の対応付けの確認を行う。</p>	
特定個人情報の正確性確保の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各税法等に基づいて市町村に提出される課税資料、各種申請・届出については、提出されたものをそのまま原本として保管する必要がある。</li> <li>・入手した情報については、窓口での聞き取りや添付書類との照合等を通じて確認することで正確性を確保している。</li> <li>・職員にて収集した情報に基づいて、間違いがあれば職権で適宜修正することで正確性を確保している。</li> <li>・入力作業員、審査作業員、決裁作業員を分担して入力ミスを軽減する。</li> </ul>	
その他の措置の内容	-	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク		
リスクに対する措置の内容	<p><b>【紙媒体に対する措置】</b> 特定個人情報を入手する際に、下記事項について職員に対する教育を徹底する。 ・特定個人情報を記載した紙媒体は定められた保管場所で施錠管理するよう徹底し、漏えい・紛失を防止する。また、保管状況については定期的に監査部門がチェックし、漏えい・紛失がないかチェックする。 ・窓口で対面にて受取り、事務処理が完了したら、速やかに上記保管場所で管理する運用を徹底する。また、郵送の場合は必ず郵便又は信書便を利用し、記載事項や添付書類に漏れがないよう十分に確認の上、市役所に送付する旨を、市ホームページや広報にて案内をする。なお、送付専用封筒の利用を勧奨するなどにより誤配送防止をする。</p> <p><b>【電子データに対する措置】</b> 特定個人情報を入手する際に、下記事項について職員に対する教育を徹底する。 ・特定個人情報が記録された電子データについては、電子記憶媒体(MO,CD、DVDなど)を用いた運用することを極力行わないこととする。電子記憶媒体を使用する場合は定められた担当者のみが作業を行うこととする。担当者は電子記憶媒体を使った事務が完了したら、速やかに電子記憶媒体から電子データを消去し、作業状況を記録する。電子媒体による作業状況については定期的に監査部門がチェックし、漏えい・紛失がないかチェックする。 ・電子データによる特定個人情報の入手は、インターネットにつながるネットワークではなく、限定された回線(入手元のみをつないだ専用線で、庁内に閉じたネットワークなど)を用いる。</p>	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
-		



3. 特定個人情報の使用	
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
宛名システム等における措置の内容	・市で定める個人番号利用事務実施者以外(税務事務実施者以外)から特定個人情報の要求があった場合は、個人番号と個人情報の紐付けが行われないようシステムでアクセス制御を行っている。
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	・個人住民税システムから他のシステムへの特定個人情報の連携は必要となる情報のみに制限し、必要のない情報との紐付けは行われないよう制限する。 ・個人住民税システムには、個人住民税業務に関係のない情報を保有しない。
その他の措置の内容	個人住民税事務では、情報提供ネットワークシステムを通じた照会により生活保護受給情報、障害者手帳等情報、所得情報、扶養関係情報を取得する。その際に個人住民税事務に必要な取得が行われないよう、職員に対する教育を徹底する。
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]      <選択肢> 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[ 行っている ]      <選択肢> 1) 行っている      2) 行っていない
具体的な管理方法	・個人住民税システムを利用する必要がある職員を特定するとともに、当該職員の職責によりアクセス権限を設定しており、個人ごとにユーザIDを割り当て、ID及びパスワードによる認証を行う。 ・また、成りすましによる不正を防止する観点から、共用IDの利用を禁止する。
アクセス権限の発効・失効の管理	[ 行っている ]      <選択肢> 1) 行っている      2) 行っていない
具体的な管理方法	<b>【発効管理】</b> 定期的に人事システムから人事情報を連携してもらい、個人住民税の事務実施者にユーザIDを発効する。また発効されたユーザIDごとにアクセス権限を設定する。 <b>【失効管理】</b> ユーザ権限を迅速に失効させるため、定期的に人事システムから人事異動情報を連携し、定期的にユーザIDの失効事務を行う。また、非正規職員のユーザIDについては有効期限を設定し、期限到来により自動的に失効する。  なお、上記発効管理・失効管理においては、情報管理部門の担当者が定期的に人事システムからの情報をもとにメンテナンスし、情報管理部門の責任者に変更申請を行い、責任者は書面にて決裁・許可する運用とする。
アクセス権限の管理	[ 行っている ]      <選択肢> 1) 行っている      2) 行っていない
具体的な管理方法	・人事システムから定期的に人事情報を連携して権限表を作成し、権限表をもとに発効管理・失効管理を行う。 ・大規模な組織変更、人事異動があるときはイベント処理として事前検証(リハーサル)を行う。
特定個人情報の使用の記録	[ 記録を残している ]      <選択肢> 1) 記録を残している      2) 記録を残していない
具体的な方法	・個人住民税システム内での特定個人情報の更新・参照・発行の記録をアクセスログとして保管する。 ・アクセス記録項目: 処理日時、職員情報、部署情報、端末情報、処理事由、宛名番号、処理内容など  アクセス記録についてはセキュリティ責任者が定期的に検査を行い、不正アクセスがないことを確認する。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]      <選択肢> 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定個人情報の提供は、法令等の規定がある場合以外は認められない旨を職員等に周知する。</li> <li>・個人情報保護・情報セキュリティに関する研修会全職員を受講対象として年1回実施し、業務外利用の禁止等について徹底する。</li> <li>・地方税法第22条および地方公務員法第34条第1項、第60条第2項による罰則が規定されている。</li> <li>・非正規職員・委託先等の職員以外の従業者については、契約時に業務上知り得た情報の業務外利用の禁止に関する条項を含む承諾書に署名をさせる。</li> <li>・アクセス記録管理を行っており、業務外利用をした場合には特定可能であることを職員に周知し、事務外の利用を抑止している。</li> <li>・個人住民税システムにおいては、当該職員の権限に応じて処理可能なメニューのみを表示することで、業務に不必要な処理を行えない仕組みとしている。</li> </ul>
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;  1) 特に力を入れている      2) 十分である  3) 課題が残されている</p>
リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定個人情報の提供は、法令等の規定がある場合以外は認められない旨を職員等に周知する。</li> <li>・地方税法第22条及び地方公務員法第34条第1項、第60条第2項による罰則が規定されている。</li> </ul> <p>【職員端末】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・EUCデータには個人番号を含めないことで、端末に特定個人情報ファイルが作成されないようにしている。</li> <li>・職員端末においては、個人番号をエクセルファイルなどに保存しないようにしている。(「その他の電子ファイル」の作成を極力行わない)</li> </ul> <p>【サーバ】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・バックアップファイルの取得は入退室管理をしているデータセンタでの作業に限定されている。</li> <li>・システム上、管理権限を与えられた者以外、情報の複製は行えない仕組みとする。また、バックアップ以外にファイルを複製しないよう、職員・委託先等に対し指導する。</li> </ul>
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;  1) 特に力を入れている      2) 十分である  3) 課題が残されている</p>
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p>その他、特定個人情報の使用にあたり、以下の措置を講じる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・スクリーンセーバ等を利用して、長時間にわたり本人確認情報を表示させない</li> <li>・統合端末のディスプレイを、来庁者から見えない位置に置く</li> <li>・本人確認情報が表示された画面のハードコピーの取得は事務処理に必要となる範囲にとどめる</li> <li>・大量のデータ出力に際しては、事前に管理責任者の承認を得る</li> </ul>	





5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[ ] 提供・移転しない
リスク1: 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転の記録	[ 記録を残している ]	<選択肢> 1) 記録を残している      2) 記録を残していない
具体的な方法	<p>【番号法第19条第10号に基づく提供】          &lt;市町村長から国税庁長官へ&gt;          対象: 扶養是正情報          紙は税務署へ直接持参する。eLTAXへ送信した日時を記録する。          &lt;市町村長から都道府県知事・他市町村長へ&gt;          対象: 地方税法第294条第3項に基づく通知(294-3通知)、資料回送          郵送した日時(郵便局へ引き渡した日時)を記録する。          なお、上記記録については1年分保存する。</p> <p>【移転】          ・連携基盤を介した庁内のデータ連携については、すべて送信記録のログを取得している。          (移転は庁内ネットワークや庁内システム間連携のみであるため、連携時のログ、アクセスログ、収受両システムのタイムスタンプにより確認できる)</p>	
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている      2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	<p>【ルールの内容】          誰に対し何の目的で提供できるかを書き出したマニュアルを整備し、マニュアル通りに特定個人情報の提供を行うとともに、マニュアルの内容について職員に対し教育を行う。</p> <p>【ルール遵守の確認方法】          管理責任者が定期的にマニュアルどおりに運用しているか確認する。</p>	
その他の措置の内容	-	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	<p>【番号法第19条第10号に基づく提供】          &lt;市町村長から国税庁長官へ&gt;          扶養是正情報については、紙を直接持参又はeLTAXを経由して提供し、そのほかの方法では提供しない。          &lt;市町村長から都道府県知事・他市町村長へ&gt;          地方税法第294条第3項に基づく通知(294-3通知)、資料回送については、定められた様式で郵送により提供し、その他の方法では提供しない。</p> <p>【移転】          移転については、庁内に閉じたネットワーク上にある連携基盤システム上でやりとりする。連携基盤上のデータのやりとりについては事前に申請するものとし、申請されたものしかやりとりできない方式とする。</p>	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク		
リスクに対する措置の内容	<p>【誤った情報を提供・移転してしまうリスクへの措置】          正しい情報を提供・移転するため、個人住民税システムで論理チェック等を実施し、システムの的に担保するとともに、適正に事務運用を行う。</p> <p>【誤った相手に提供・移転してしまうリスクへの措置】          ・扶養是正情報の提供については、eLTAXへの送信を確実にを行う。          ・294-3通知、資料回送については、従来どおり、送付先の他市町村の確認を徹底する。          ・移転については、移転先と連携基盤システムを介して連携定義に基づいて相互認証を実施するため、認証できない相手先への情報の移転はなされないことがシステム上担保される。</p>	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
-		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[ ] 接続しない(入手)	[ ] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <p>①情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。</p> <p>②中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。</p> <p>(※2)番号法別表第2及び第19条第15号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。</p> <p>(※3)中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。</p>		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;</p> <p>①中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるように設計されるため、安全性が担保されている。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <p>①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。</p> <p>②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。</p>		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;</p> <p>①中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。</p>		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク			
リスクに対する措置の内容	<p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;</p> <p>①中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応している(※)。</p> <p>②既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。</p> <p>③情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を情報照会機能において自動で削除することにより、特定個人情報が漏えい・紛失するリスクを軽減している。</p> <p>④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※)中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバーでしか復号できない仕組みになっている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <p>①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。</p> <p>②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。</p> <p>③中間サーバー・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバー・プラットフォームの運用、監視・障害対応等であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできない。</p>		

リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク5: 不正な提供が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	<p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;</p> <p>①情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照会リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可照会リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。</p> <p>②情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報不正に提供されるリスクに対応している。</p> <p>③特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報不正に提供されるリスクに対応している。</p> <p>④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。</p>	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク6: 不適切な方法で提供されるリスク		
リスクに対する措置の内容	<p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;</p> <p>①セキュリティ管理機能(※)により、情報提供ネットワークシステムに送信する情報は、情報照会者から受領した暗号化鍵で暗号化を適切に実施した上で提供を行う仕組みになっている。</p> <p>②中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※)暗号化・復号機能と、鍵情報及び照会許可照会リストを管理する機能。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <p>①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。</p> <p>②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。</p> <p>③中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。</p>	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク7: 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク		
リスクに対する措置の内容	<p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;</p> <p>①情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供許可証と情報照会者への経路情報を受領した上で、情報照会内容に対応した情報提供をすることで、誤った相手に特定個人情報が提供されるリスクに対応している。</p> <p>②情報提供データベース管理機能(※)により、「情報提供データベースへのインポートデータ」の形式チェックと、接続端末の画面表示等により情報提供データベースの内容を確認できる手段を準備することで、誤った特定個人情報を提供してしまうリスクに対応している。</p> <p>③情報提供データベース管理機能では、情報提供データベースの副本データを既存業務システムの原本と照合するためのエクスポートデータを出力する機能を有している。</p> <p>(※)特定個人情報を副本として保存・管理する機能。</p>	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
-		



7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①NISC政府機関統一基準群	[ 政府機関ではない ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて遵守している 2)十分に遵守している 3)十分に遵守していない 4) 政府機関ではない
②安全管理体制	[ 十分に整備している ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2)十分に整備している 3)十分に整備していない
③安全管理規程	[ 十分に整備している ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2)十分に整備している 3)十分に整備していない
④安全管理体制・規程の職員への周知	[ 十分に周知している ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて周知している 2)十分に周知している 3)十分に周知していない
⑤物理的対策	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2)十分に行っている 3)十分に行っていない
	具体的な対策の内容	<p>特定個人情報を保有する機器の設置場所については、以下の対策を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設置場所は施錠管理を行う。</li> <li>・出入口には機械による入退室を管理する設備を設置する。</li> <li>・入退室管理を徹底するため出入口の場所を限定する。</li> </ul> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt; ①中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。</p>
⑥技術的対策	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2)十分に行っている 3)十分に行っていない
	具体的な対策の内容	<p>&lt;不正プログラム対策&gt; コンピュータウイルス監視ソフトを使用し、サーバ・端末双方でウイルスチェックを実施する。また、新種の不正プログラムに対応するために、ウイルスパターンファイルは定期的に更新し、可能な限り最新のものを使用する。</p> <p>&lt;不正アクセス対策&gt; 不正な外部からのアクセスについてはファイアウォールで遮断する。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt; ①中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ②中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ③導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。</p>
⑦バックアップ	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2)十分に行っている 3)十分に行っていない
⑧事故発生時手順の策定・周知	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2)十分に行っている 3)十分に行っていない
⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
	その内容	—
	再発防止策の内容	—
⑩死者の個人番号	[ 保管している ]	<選択肢> 1) 保管している 2) 保管していない
	具体的な保管方法	死者の特定個人情報は、生存する個人の特定個人情報と分けて管理しないため、「Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」において示す、生存する個人の特定個人情報ファイルと同様の管理を行う。
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている



リスク2: 特定個人情報古い情報のまま保管され続けるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>個人番号を含め宛名情報については、住民記録システムより随時異動データを連携することにより、最新化する、また住民記録システムとの整合処理を定期的実施する。</p> <p>個人住民税の申告書データについては、原本性を保つ必要があるため受付時のままの状態を保管する。(これによるリスクはなく、むしろ変更することでリスクが生じる。また住民税の個人基本情報、賦課情報は常に最新化する)</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;  1) 特に力を入れている      2) 十分である  3) 課題が残されている</p>
リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク	
消去手順	<p>[ 定めている ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;  1) 定めている      2) 定めていない</p>
手順の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保存期間を経過したデータベースに格納された特定個人情報については、個人住民税システムの処理にて消去する。</li> <li>・磁気ディスクの廃棄時は、要領・手順書等に基づき、内容の消去、破壊等を行うとともに、磁気ディスク管理簿にその記録を残す。また、専用ソフトによるフォーマット、物理的粉碎等を行うことにより、内容を読み出すことができないようにする。</li> <li>・紙帳票については、要領・手順書等に基づき、帳票管理簿等を作成し、受渡し、保管及び廃棄の運用が適切になされていることを適時確認するとともに、その記録を残す。廃棄時には、要領・手順書等に基づき、裁断、溶解等を行うとともに、帳票管理簿等にその記録を残す。</li> </ul>
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;  1) 特に力を入れている      2) 十分である  3) 課題が残されている</p>
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
—	

## IV その他のリスク対策 ※

1. 監査	
①自己点検	<p>[ 十分に行っている ]      &lt;選択肢&gt; 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p>
具体的なチェック方法	<p>&lt;本市における措置&gt; 年に1回、担当部署内において、評価書の記載内容通りの運用がなされていることについて自己点検を行い、運用状況を確認する。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt; ・運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施することとしている。</p>
②監査	<p>[ 十分に行っている ]      &lt;選択肢&gt; 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p>
具体的な内容	<p>&lt;本市における措置&gt; ・内部監査 年に1回、組織内に置かれた監査担当により内部監査を実施し、監査結果を踏まえて体制や規定を改善する。 ・外部監査 外部監査を実施し、監査結果を踏まえて体制や規定を改善する。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt; ①運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。</p>
2. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	<p>[ 十分に行っている ]      &lt;選択肢&gt; 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p>
具体的な方法	<p>&lt;本市における措置&gt; ・職員及び事業所内派遣者に対しては、個人情報保護に関する研修の受講を義務付けている。 ・委託業者に対しては、契約内容に個人情報保護に関する研修の実施を義務付け、秘密保持契約を締結している。 ・違反行為を行った者に対しては、都度指導の上、違反行為の程度によっては懲戒の対象となりうる。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt; ①中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 ②中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。</p>
3. その他のリスク対策	
<p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt; ①中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。</p>	

## V 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	高松市 総務局 コンプライアンス推進課 〒760-8571 香川県高松市番町一丁目8番15号 電話番号 087-839-2155
②請求方法	高松市個人情報保護条例に基づき、指定様式による書面の提出により開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。
特記事項	請求方法、指定様式等について高松市ホームページに掲載している。
③手数料等	[ 有料 ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 有料 2) 無料</span> (手数料額、納付方法: 写しの交付を求める場合、コピー代A3版まで白黒片面1枚10円等。コピー代は来庁、郵送で納付。)
④個人情報ファイル簿の公表	[ 行っていない ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 行っている 2) 行っていない</span>
個人情報ファイル名	—
公表場所	—
⑤法令による特別の手続	—
⑥個人情報ファイル簿への不記載等	—
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	高松市 財政局 税務部 市民税課 〒760-8571 香川県高松市番町一丁目8番15号 電話番号 087-839-2233
②対応方法	問い合わせの受付時に受付票を起票し、対応について記録を残す。

## VI 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和2年4月1日
②しきい値判断結果	[ 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる ] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に全項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取	
①方法	高松市ホームページにて意見募集の掲載を行い、電子メール又は書面にて意見を受け付ける。 実施期間中は、高松市ホームページ及び本庁・各総合センター・出張所・コミュニティセンターで資料を閲覧できるようにする。
②実施日・期間	令和2年4月1日から30日までの1か月間
③期間を短縮する特段の理由	
④主な意見の内容	なし
⑤評価書への反映	—
3. 第三者点検	
①実施日	令和2年5月28日
②方法	高松市個人情報保護審議会に諮問。
③結果	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第27条第1項の規定に基づく特定個人情報保護評価指針(平成26年特定個人情報保護委員会告示第4号)における審査の観点に照らし、適合性及び妥当性ともに基準を満たしており、適当と認められた。
4. 個人情報保護委員会の承認【行政機関等のみ】	
①提出日	
②個人情報保護委員会による審査	

(別添3)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年3月21日	I-7. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	市民税課長 角陸 行彦	市民税課長 吉田 千順	事後	人事異動のため
平成29年3月21日	II-3. 特定個人情報の入手・使用 ⑥使用目的	・納税者が軽自動車税申告書を提出する際、身分証明書が省略できるなどの納税者利便性の向上のために利用する。	・納税者が個人住民税申告書を提出する際、身分証明書が省略できるなどの納税者利便性の向上のために利用する。	事後	記載内容誤りのため
平成29年3月21日	II-3. 特定個人情報の入手・使用 ⑦使用の主体 使用部署	市民税課、山田支所、塩江支所、牟礼支所、庵治支所、香川支所、香南支所、国分寺支所	市民税課、各総合センター及び各支所	事後	組織機構見直しのため
平成29年5月1日	III-4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託元と委託先間の提供に関するルール内容及びルール遵守の確認方法	委託している業務については、本市庁舎内に設置されたシステムを使用して作業を実施しているため、特定個人情報を委託先には提供していない。	委託契約書において、提供した原始資料等の管理について明記している。委託契約書の条項に違反する事態が生じるおそれがある場合は、速やかに報告書を提出させる。	事前	「個人住民税に関する税務事務」の見直しのため(重要な変更)
平成29年5月1日	III-4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報の消去ルール ルールの内容及びルール遵守の確認方法	委託業者に特定個人情報を提供していないため、データの消去の委託はしていない。	委託契約書において、提供した原始資料等の返還及び処分について明記している。委託契約書の条項に違反する事態が生じるおそれがある場合は、速やかに報告書を提出させる。	事前	「個人住民税に関する税務事務」の見直しのため(重要な変更)
平成29年5月1日	VI-2. 国民・住民等からの意見の聴取 ②実施日・期間	平成27年4月1日から30日までの30日間	平成29年3月10日から23日までの14日間	事前	「個人住民税に関する税務事務」の見直しのため(重要な変更)
平成29年5月1日	VI-3. 第三者点検 ①実施日	平成27年5月29日	平成29年4月20日	事前	「個人住民税に関する税務事務」の見直しのため(重要な変更)
平成29年5月1日	II-5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	—	※ (別表1)提供先一覧に提供先58「個人住民税の特別徴収義務者」を追加	事前	「個人住民税に関する税務事務」の見直しのため(重要な変更)
平成31年1月4日	様式の変更(I-7-② 評価実施機関における担当部署 ② 所属長一所属長の役職名)	市民税課長 吉田 千順	市民税課長	事後	様式の変更による。
令和2年6月3日	I-1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	II. 個人番号の利用 ③帳票への印字 「1. 課税準備事務」で使う「住民税申告書」に個人番号を出力する。 「2. 課税資料受付事務」で使う「住登外課税通知(294-3項通知)」に個人番号を出力する。 「3. 賦課決定事務」で使う「普徴納税通知書」、「特別徴収税額決定通知書(納税義務者用)」、「特別徴収税額決定通知書(特徴義務者用)」に個人番号を出力する。 「4. 賦課更正事務」で使う「普徴納税変更通知書」、「特別徴収税額変更通知書(納税義務者用)」、「特別徴収税額変更通知書(特徴義務者用)」、「減免通知書」に個人番号を出力する。 「5. 調査事務」で使う「扶養是正データ」に個人番号を出力する。	II. 個人番号の利用 ③帳票への印字 「2. 課税資料受付事務」で使う「住登外課税通知(294-3項通知)」に個人番号を出力する。 「5. 調査事務」で使う「扶養是正データ」に個人番号を出力する。	事後	現行の運用に合わせた変更
令和2年6月3日	I-5. 個人番号の利用 法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・第9条(利用範囲) 第1項:番号法別表第1に規定された事務<番号法別表第1>上覧 16: 地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む)に関する事務であって主務省令(※)で定めるもの ※番号法別表第1の主務省令で定める事務	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・第9条(利用範囲) 第1項:番号法別表第1に規定された事務<番号法別表第1>上覧 16: 地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律(平成31年法律第4号)による地方税若しくは特別法人事業税の賦課徴収又は地方税若しくは特別法人事業税に関する調査(犯則事件の調査	事後	法改正に伴う変更
令和2年6月3日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑧使用方法	1. 課税準備事務 ・住民税申告書に個人番号を出力し発送する。 2. 課税資料受付事務 ・(省略) ・(省略) 3. 賦課決定事務 ・(省略) ・納税通知書に個人番号を記載する。 4. 賦課更正事務 ・納税通知書に個人番号を記載する。 5. 調査事務 (省略)	1. 課税資料受付事務 ・(省略) ・(省略) 2. 賦課決定事務 ・(省略) ・(削除) 3. 調査事務 (省略) ※旧1. 課税準備事務、旧4. 賦課更正事務は、削除。	事後	現行の運用に合わせた変更
令和2年6月3日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑧使用方法 情報の突合	・上記項番1、2、3、4、5において、内部識別番号の宛名番号と個人番号を紐付けて使用する。 ・上記項番3の資料併合において、個人番号を利用して課税資料の突合を行う。	・上記項番1、2、3において、内部識別番号の宛名番号と個人番号を紐付けて使用する。 ・上記項番2の資料併合において、個人番号を利用して課税資料の突合を行う。	事後	現行の運用に合わせた変更
令和2年6月3日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託の有無	4件	3件	事後	現行の運用に合わせた変更



変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年6月3日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2	納税通知書の印刷	(削除)	事後	現行の運用に合わせた変更
令和2年6月3日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先36 ②提供先における用途	雇用対策法による職業転換給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律による職業転換給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	法律名の改正による変更
令和2年6月3日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先57 ①法令上の根拠	・第19条第8号	・第19条第9号	事後	法律の改正による変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年6月3日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先57 ⑥提供方法	[ ]情報提供ネットワークシステム [ ]専用線 [ ]電子メール [ ]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ]フラッシュメモリ [ ]紙 [○]その他( eLTAX )	[ ]情報提供ネットワークシステム [ ]専用線 [ ]電子メール [ ]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ]フラッシュメモリ [○]紙 [○]その他( eLTAX )	事後	現行の運用に合わせた変更
令和2年6月3日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転 リスク1:不正な提供・移転が行われるリスク 特定個人情報の提供・移転の記録 具体的な方法	【番号法第19条第1号に基づく提供】 対象:納税通知書・プレ申告 郵送した日時(郵便局へ引き渡した日時)を記録する。 【番号法第19条第8号に基づく提供】 ＜市町村長から国税庁長官へ＞ 対象:扶養は正情報 eLTAXへ送信した日時を記録する。	(削除) 【番号法第19条第9号に基づく提供】 ＜市町村長から国税庁長官へ＞ 対象:扶養は正情報 紙は税務署へ直接持参する。eLTAXへ送信した日時を記録する。	事後	現行の運用に合わせた変更
令和2年6月3日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転 リスク2:不適切な方法で提供・移転が行われるリスク リスクに対する措置の内容	【番号法第19条第1号に基づく提供】 納税通知書・プレ申告については定められた様式で郵送により提供し、その他の方法では提供しない。 【番号法第19条第8号に基づく提供】 ＜市町村長から国税庁長官へ＞ 扶養は正情報についてはeLTAXを経由して提供し、そのほかの方法では提供しない。	(削除) 【番号法第19条第9号に基づく提供】 ＜市町村長から国税庁長官へ＞ 扶養は正情報については、紙を直接持参又はeLTAXを経由して提供し、そのほかの方法では提供しない。	事後	現行の運用に合わせた変更
令和2年6月3日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転 リスク3:誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク リスクに対する措置の内容	【誤った相手に提供・移転してしまうリスクへの措置】 ・納税通知書・プレ申告の提供については、従来通り、送付前に納税義務者、送付先の確認を徹底する。 ・扶養は正情報の提供については、eLTAXへの送信を確実にを行う。	【誤った相手に提供・移転してしまうリスクへの措置】 (削除) ・扶養は正情報の提供については、eLTAXへの送信を確実にを行う。	事後	現行の運用に合わせた変更
令和3年8月24日	Ⅰー6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ② 法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・第19条(特定個人情報の提供の制限) 第7号:	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・第19条(特定個人情報の提供の制限)第8号:	事後	「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の令和3年9月1日施行の一部改正に伴い、事前に修正し、当該改正後に公表するもの
令和3年8月24日	Ⅱー3. 特定個人情報の入手・使用 ④入手に係る妥当性	・確定申告書については、本人から国税庁(税務署)へ提出がされるが、国税通則法第124条により確定申告書等の様式に個人番号を追加する旨が明記されている。なお、確定申告については国税連携がなされており、市町村においてeLTAXより入手が可能である。(番号法第19条第8号) (省略) 【情報提供ネットワークシステムにより入手】 ・番号法第19条第7号において明記されている。調査事務が必要になった都度、情報提供ネットワークシステムから入手する。	・確定申告書については、本人から国税庁(税務署)へ提出がされるが、国税通則法第124条により確定申告書等の様式に個人番号を追加する旨が明記されている。なお、確定申告については国税連携がなされており、市町村においてeLTAXより入手が可能である。(番号法第19条第9号) (省略) 【情報提供ネットワークシステムにより入手】 ・番号法第19条第8号において明記されている。調査事務が必要になった都度、情報提供ネットワークシステムから入手する。	事後	「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の令和3年9月1日施行の一部改正に伴い、事前に修正し、当該改正後に公表するもの
令和3年8月24日	Ⅱー3. 特定個人情報の入手・使用 ⑤本人への明示	【情報提供ネットワークシステムにより入手】 ・番号法第19条第7号において明示されている。	【情報提供ネットワークシステムにより入手】 ・番号法第19条第8号において明示されている。	事後	「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の令和3年9月1日施行の一部改正に伴い、事前に修正し、当該改正後に公表するもの
令和3年8月24日	Ⅱー5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先1 ①法令上の根拠	・第19条第7号 別表第2 項1	・第19条第8号 別表第2 項1	事後	「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の令和3年9月1日施行の一部改正に伴い、事前に修正し、当該改正後に公表するもの
令和3年8月24日	Ⅱー5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先2 ①法令上の根拠	・第19条第7号 別表第2 項2	・第19条第8号 別表第2 項2	事後	「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の令和3年9月1日施行の一部改正に伴い、事前に修正し、当該改正後に公表するもの
令和3年8月24日	Ⅱー5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先3 ①法令上の根拠	・第19条第7号 別表第2 項3	・第19条第8号 別表第2 項3	事後	「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の令和3年9月1日施行の一部改正に伴い、事前に修正し、当該改正後に公表するもの
令和3年8月24日	Ⅱー5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先4 ①法令上の根拠	・第19条第7号 別表第2 項4	・第19条第8号 別表第2 項4	事後	「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の令和3年9月1日施行の一部改正に伴い、事前に修正し、当該改正後に公表するもの
令和3年8月24日	Ⅱー5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先5 ①法令上の根拠	・第19条第7号 別表第2 項6	・第19条第8号 別表第2 項6	事後	「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の令和3年9月1日施行の一部改正に伴い、事前に修正し、当該改正後に公表するもの
令和3年8月24日	Ⅱー5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先6 ①法令上の根拠	・第19条第7号 別表第2 項8	・第19条第8号 別表第2 項8	事後	「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の令和3年9月1日施行の一部改正に伴い、事前に修正し、当該改正後に公表するもの



変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年8月24日	Ⅱ-5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先20 ①法令上の根拠	・第19条第7号 別表第2 項39	・第19条第8号 別表第2 項39	事後	「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の令和3年9月1日施行の一部改正に伴い、事前に修正し、当該改正後に公表するもの
令和3年8月24日	Ⅱ-5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先21 ①法令上の根拠	・第19条第7号 別表第2 項40	・第19条第8号 別表第2 項40	事後	「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の令和3年9月1日施行の一部改正に伴い、事前に修正し、当該改正後に公表するもの
令和3年8月24日	Ⅱ-5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先22 ①法令上の根拠	・第19条第7号 別表第2 項42	・第19条第8号 別表第2 項42	事後	「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の令和3年9月1日施行の一部改正に伴い、事前に修正し、当該改正後に公表するもの
令和3年8月24日	Ⅱ-5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先23 ①法令上の根拠	・第19条第7号 別表第2 項48	・第19条第8号 別表第2 項48	事後	「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の令和3年9月1日施行の一部改正に伴い、事前に修正し、当該改正後に公表するもの
令和3年8月24日	Ⅱ-5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先24 ①法令上の根拠	・第19条第7号 別表第2 項54	・第19条第8号 別表第2 項54	事後	「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の令和3年9月1日施行の一部改正に伴い、事前に修正し、当該改正後に公表するもの
令和3年8月24日	Ⅱ-5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先25 ①法令上の根拠	・第19条第7号 別表第2 項57	・第19条第8号 別表第2 項57	事後	「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の令和3年9月1日施行の一部改正に伴い、事前に修正し、当該改正後に公表するもの
令和3年8月24日	Ⅱ-5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先26 ①法令上の根拠	・第19条第7号 別表第2 項58	・第19条第8号 別表第2 項58	事後	「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の令和3年9月1日施行の一部改正に伴い、事前に修正し、当該改正後に公表するもの
令和3年8月24日	Ⅱ-5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先27 ①法令上の根拠	・第19条第7号 別表第2 項59	・第19条第8号 別表第2 項59	事後	「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の令和3年9月1日施行の一部改正に伴い、事前に修正し、当該改正後に公表するもの





変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年8月24日	Ⅱ-5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先47 ①法令上の根拠	・第19条第7号 別表第2 項103	・第19条第8号 別表第2 項103	事後	「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の令和3年9月1日施行の一部改正に伴い、事前に修正し、当該改正後に公表するもの
令和3年8月24日	Ⅱ-5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先48 ①法令上の根拠	・第19条第7号 別表第2 項106	・第19条第8号 別表第2 項106	事後	「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の令和3年9月1日施行の一部改正に伴い、事前に修正し、当該改正後に公表するもの
令和3年8月24日	Ⅱ-5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先49 ①法令上の根拠	・第19条第7号 別表第2 項107	・第19条第8号 別表第2 項107	事後	「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の令和3年9月1日施行の一部改正に伴い、事前に修正し、当該改正後に公表するもの
令和3年8月24日	Ⅱ-5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先50 ①法令上の根拠	・第19条第7号 別表第2 項108	・第19条第8号 別表第2 項108	事後	「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の令和3年9月1日施行の一部改正に伴い、事前に修正し、当該改正後に公表するもの
令和3年8月24日	Ⅱ-5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先51 ①法令上の根拠	・第19条第7号 別表第2 項113	・第19条第8号 別表第2 項113	事後	「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の令和3年9月1日施行の一部改正に伴い、事前に修正し、当該改正後に公表するもの
令和3年8月24日	Ⅱ-5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先52 ①法令上の根拠	・第19条第7号 別表第2 項114	・第19条第8号 別表第2 項114	事後	「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の令和3年9月1日施行の一部改正に伴い、事前に修正し、当該改正後に公表するもの
令和3年8月24日	Ⅱ-5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先53 ①法令上の根拠	・第19条第7号 別表第2 項115	・第19条第8号 別表第2 項115	事後	「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の令和3年9月1日施行の一部改正に伴い、事前に修正し、当該改正後に公表するもの
令和3年8月24日	Ⅱ-5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先54 ①法令上の根拠	・第19条第7号 別表第2 項116	・第19条第8号 別表第2 項116	事後	「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の令和3年9月1日施行の一部改正に伴い、事前に修正し、当該改正後に公表するもの
令和3年8月24日	Ⅱ-5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先55 ①法令上の根拠	・第19条第7号 別表第2 項117	・第19条第8号 別表第2 項117	事後	「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の令和3年9月1日施行の一部改正に伴い、事前に修正し、当該改正後に公表するもの
令和3年8月24日	Ⅱ-5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先56 ①法令上の根拠	・第19条第7号 別表第2 項120	・第19条第8号 別表第2 項120	事後	「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の令和3年9月1日施行の一部改正に伴い、事前に修正し、当該改正後に公表するもの
令和3年8月24日	Ⅱ-5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先57 ①法令上の根拠	・第19条第9号	・第19条第10号	事後	「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の令和3年9月1日施行の一部改正に伴い、事前に修正し、当該改正後に公表するもの
令和3年8月24日	Ⅲ-5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) リスク1:不正な提供・移転が行われるリスク 特定個人情報の提供・移転の記録 具体的な方法	【番号法第19条第9号に基づく提供】	【番号法第19条第10号に基づく提供】	事後	「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の令和3年9月1日施行の一部改正に伴い、事前に修正し、当該改正後に公表するもの
令和3年8月24日	Ⅲ-5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) リスク2:不適切な方法で提供・移転が行われるリスク リスクに対する措置の内容	【番号法第19条第9号に基づく提供】	【番号法第19条第10号に基づく提供】	事後	「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の令和3年9月1日施行の一部改正に伴い、事前に修正し、当該改正後に公表するもの
令和3年8月24日	Ⅲ-6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク1:目的外の入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	(※2)番号法別表第2及び第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。	(※2)番号法別表第2及び第19条第15号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。	事後	「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の令和3年9月1日施行の一部改正に伴い、事前に修正し、当該改正後に公表するもの